第５章　審議会等の活動状況

第１節　金融審議会等

１．総会・金融分科会合同会合

（１）第 52 回総会・第 40 回金融分科会合同会合（2024 年２月 19 日開催）

メンバー：（資料１参照）

議事次第：（資料２参照）

２．ワーキング・グループ等

（１）公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ

開催実績：2023 年７月以降、５回にわたり、開催。

メンバー：（資料３参照）

報告書：

・「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告（2023 年 12 月 25 日公表）（資料４参照）

（２）市場制度ワーキング・グループ

開催実績：2023 年９月以降、６回にわたり、開催。

メンバー：（資料５参照）

報告書：

・「金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書」（2023 年 12 月 12 日公表）（資料６参照）

・「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書―プロダクトガバナンスの確立等に向けて―」（2024 年７月２日公表）（資料７参照）

（３）資産運用に関するタスクフォース

開催実績：2023 年 10 月以降、４回にわたり、開催。

メンバー：（資料８参照）

報告書：（２）参照

（４）顧客本位タスクフォース

開催実績：2024 年１月 26 日開催。

メンバー：（資料９参照）

報告書：（２）参照

（５）サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

開催実績：2024 年３月以降、３回にわたり、開催。
メンバー：（資料 10 参照）

３．その他研究会等

（１）ベンチャーキャピタルに関する有識者会議
開催実績：2024 年４月以降、３回にわたり、開催。
メンバー：（資料 11 参照）
報告書：
・ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（2024 年 10 月 17 日公表）（資料 12 参照）

（２）デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会
開催実績：2023 年 11 月 3 日開催。
メンバー：（別紙 13 参照）

（資料１）

金融審議会委員名簿

令和６年２月１９日現在

会　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委　　員	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口　恭弘	同志社大学法学部教授
	河村　芳彦	株式会社日立製作所　代表執行役執行役副社長
	北尾　早霧	東京大学大学院経済学研究科教授
	河野　康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林　いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古　和恵	早稲田大学理工学術院教授
	佐々木　百合	明治学院大学経済学部教授
	冨田　珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	星　岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井　智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本　和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本　眞弓	弁護士（銀座新明和法律事務所）
	吉戒　孝	福岡銀行　顧問
	渡辺　安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

［計18名］

（敬称略・五十音順）

（資料２）

第 52 回金融審議会総会・第 40 回金融分科会
議事次第

日時：令和６年２月 19 日（月）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室
　　及び オンライン形式

１．開会

２．政務挨拶及び諮問

３．諮問事項にかかる報告

４．国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（案）について

５．討議

６．閉会

（資料３）

「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」メンバー等名簿

令和5年6月5日現在

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科　教授
委　　員	飯田　秀総	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	石綿　学	森・濱田松本法律事務所　弁護士
	太田　頼子	伊藤忠商事㈱　法務部　安全保障貿易管理室長 （兼）企画統括室長
	神作　裕之	学習院大学大学院法務研究科　教授
	黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科　教授
	桑原　聡子	外苑法律事務所　弁護士
	児玉　康平	㈱日立製作所　執行役常務 CLO 兼ゼネラルカウンセル兼 Deputy CRMO 兼オーディット担当
	齊藤　真紀	京都大学大学院法学研究科　教授
	三瓶　裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社　代表
	高山　与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール㈱　副会長
	武井　一浩	西村あさひ法律事務所　弁護士
	田中　亘	東京大学社会科学研究所　教授
	玉井　裕子	長島・大野・常松法律事務所　弁護士
	角田　慎介	野村證券㈱　経営役 インベストメント・バンキング・プロダクト担当
	藤田　友敬	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	堀井　浩之	三井住友トラスト・アセットマネジメント㈱ 専務執行役員 チーフ・サステナビリティ＆ストラテジー・オフィサー
	萬澤　陽子	筑波大学ビジネスサイエンス系　准教授

オブザーバー　東京証券取引所　日本経済団体連合会　関西経済連合会
日本投資顧問業協会　日本証券業協会　国際銀行協会
法務省　経済産業省

（敬称略・五十音順）

金融審議会 公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ 報告の概要 （資料４）

①公開買付制度

□ 公開買付制度について、市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加、M&Aの多様化といった環境変化を踏まえ、主な事項として以下のとおり提言。

現行の公開買付制度の概要

	5%超	② 3分の1超	過半数	3分の2以上
市場外取引	5%ルール（TOBが必要。ただし、上限を設定するTOBも可。）	③ 3分の1ルール		全部買付義務（上限の設定は不可。）
市場内取引（立会内）		① 原則として規制対象外		

1. 資本市場の透明性・公正性を確保するため、市場内取引を通じて企業支配権に重大な影響を与える場合にも、公開買付けの実施を義務付けるべき
2. 企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を、議決権行使割合や諸外国の水準を踏まえ、「議決権の3分の1」から「議決権の30%」に引き下げるべき
3. 買付予定数に上限を設定した公開買付けを実施する場合、公開買付け後の少数株主との利益相反構造に対する対応等について説明責任を果たさせるべき

   （※）加えて、上限を付さない公開買付けを含め、公開買付者が任意に、公開買付けの成立後に追加応募期間を設けることができるようにすべき
4. 実態に即しない画一的な運用を避けるため、個別事案ごとに例外的な取扱いを許容する制度を設けるとともに、それを可能とするために当局の体制を強化すべき

金融審議会 公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ 報告の概要
②大量保有報告制度・③実質株主の透明性

□ 大量保有報告制度や実質株主の透明性について、パッシブ投資の増加、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり、協働エンゲージメント(※)の広がりといった環境変化を踏まえ、主な事項として以下のとおり提言。(※)複数の投資家が協調して、個別の投資先企業に対して特定のテーマについて対話を行うなどの行動を起こすこと。

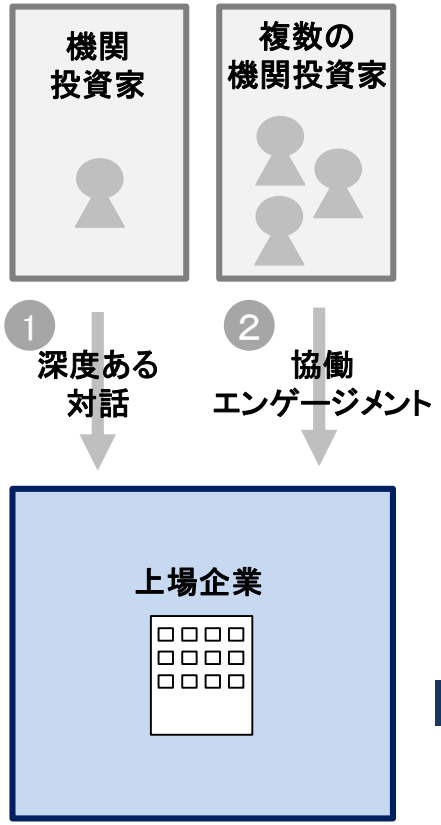

大量保有報告制度

1. パッシブ投資家が企業と深度ある対話を実施できるよう、
   - 「企業支配権等に直接関係しない行為」(※1)を「目的」とする提案行為を、
   - 「企業経営陣に採否を委ねる」という「態様」で行う場合には、

   報告書の提出頻度を緩和する特例(※2)を受けられるよう明確化すべき

   (※1)例えば、配当方針や資本政策に関する変更の提案。

   (※2)機関投資家は「重要提案行為」(注)を行わないとの要件のもと、報告書の提出頻度が緩和される特例の適用を受けている。

   (注)「重要提案行為」:代表取締役の選解任の提案など、事業活動に重大な変更・影響を及ぼす行為を目的とする場合は、「態様」を問わず該当。

2. 協働エンゲージメントを促進する観点から、複数の機関投資家が一定の合意を行わない限り、「共同保有者」として保有割合を合算する必要がないこととすべき(※)

   (※)例えば、機関投資家間において、共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的とせず、かつ継続的でない議決権行使に関する合意をするような場合には、保有割合を合算する必要がないこととするなど

3. 現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引について、潜在的に経営に対する影響力を有するものや潜脱する効果を有するものを規制の対象とすべき

実質株主の透明性

- 実質株主(※)を効率的に把握できるようにするため、(1)機関投資家の行動原則として、株式の保有状況を発行会社から質問された場合にはこれに回答すべきであることを明示し、(2)法制度上義務付けることを検討すべき

  (※)議決権指図権限や投資権限を有する者。

「市場制度ワーキング・グループ」　メンバー名簿

2024 年７月２日現在

座　　長		神田　秀樹	東京大学名誉教授
委　　員		有吉　尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
		亀坂安紀子	青山学院大学経営学部経営学科教授
		神作　裕之	学習院大学法学部教授
	※	小池　広靖	野村アセットマネジメント（株）CEO 兼 代表取締役社長
		小枝　淳子	早稲田大学政治経済学術院政治経済学部教授
		坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
		佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
		武田　洋子	三菱総合研究所　執行役員（兼）研究理事 シンクタンク部門長
	※	西岡　明彦	マン・グループ・ジャパン・リミテッド東京支店会長
	※	野尻　哲史	合同会社フィンウェル研究所代表
		野村亜紀子	野村資本市場研究所主席研究員
	※	藤田　薫	ﾌﾞﾗｯｸｽﾄｰﾝ･ｸﾞﾙｰﾌﾟ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ（株）ﾏﾈｰｼﾞﾝｸﾞ･ﾃﾞｨﾚｸﾀｰ/ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ･ｳｪﾙｽ･ｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ日本責任者
		松尾　健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
		松岡　直美	ソニーグループ（株）執行役員 （日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会）
		森下　哲朗	上智大学法学部教授

（敬称略・五十音順）

オブザーバー　全国銀行協会　国際銀行協会　日本証券業協会
投資信託協会　日本投資顧問業協会　第二種金融商品取引業協会
日本 STO 協会　証券・金融商品あっせん相談センター　信託協会
生命保険協会　日本プライベート・エクイティ協会
日本ベンチャーキャピタル協会　日本取引所グループ
財務省　経済産業省　国土交通省　日本銀行

※　プロダクトガバナンスに関する報告書の取りまとめが行われるまでの期間にご出席していただく委員。

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要

□ 家計からの投資の運用を担い、リターンを生み出す資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への成長資金の供給を促し、その成果を家計に還元することで、インベストメント・チェーンを通じた「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現に向けた取組みを進める。

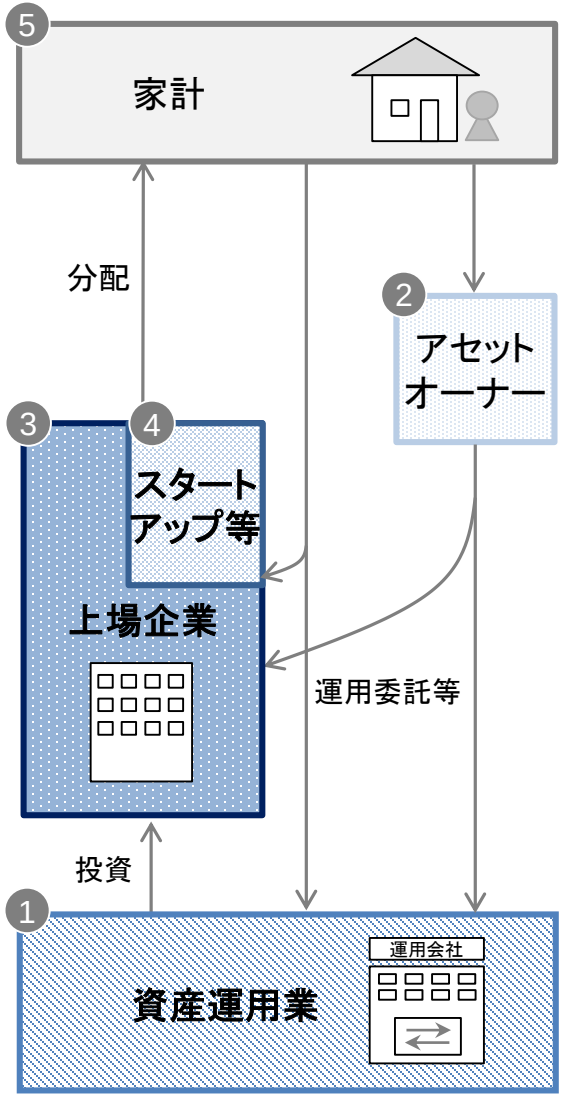

1 資産運用会社の高度化 》家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上

- 投資運用業の参入要件の緩和（ミドル・バックオフィス業務の委託等）★
- 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施
- 大手金融グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化
- 金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定
- 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し（一者計算の促進等）

2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み 》顧客等の最善利益の確保

- 金融機関による顧客等の最善利益を確保する観点からの運用や、DC加入者への運用商品の適切な選定・提案、情報提供の充実を促進

3 スチュワードシップ活動の実質化 》日本企業・日本市場の魅力向上

- 企業価値向上に向けた対話促進のための大量保有報告制度の見直し等★

4 成長資金の供給と運用対象の多様化 》スタートアップの活性化、収益機会の拡大

- ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
- 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進
- 投資型クラウドファンディングの活性化
- 事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化
- 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化（仲介業者の規制緩和）★

5 家計の投資環境の改善 》金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進

- 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進
- 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ（5万円から10万円に）

★は要法改正事項

1 資産運用会社の高度化（⇒家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上）

a 大手金融グループにおける運用力向上・ガバナンス改善・体制強化

- **大手金融機関グループ**において傘下資産運用会社等の人材育成を含む運用力向上やガバナンス改善・体制強化のための**プランの策定・公表**

b プロダクトガバナンスの確保

- 資産運用会社による適切な金融商品の組成、管理、透明性を確保するための**プロダクトガバナンスに関する原則を策定**※

※「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂

c 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し

- 基準価額の計算について資産運用会社と信託銀行の双方で行う**二重計算の慣行を見直し**（業界における一者計算に向けた計理処理の標準化等の取組みを後押し）
- 基準価額の計算過誤の訂正に関する**マテリアリティポリシー（重大性基準）について**、各社の定める**水準の適切性や投資家への周知**の重要性を**監督指針等に記載**

⇒ 投資運用業の参入障壁を緩和

d 投資運用業の参入要件の緩和（ミドル・バックオフィス業務の委託等）

- **ミドル・バックオフィス業務の外部委託**等による**規制緩和**

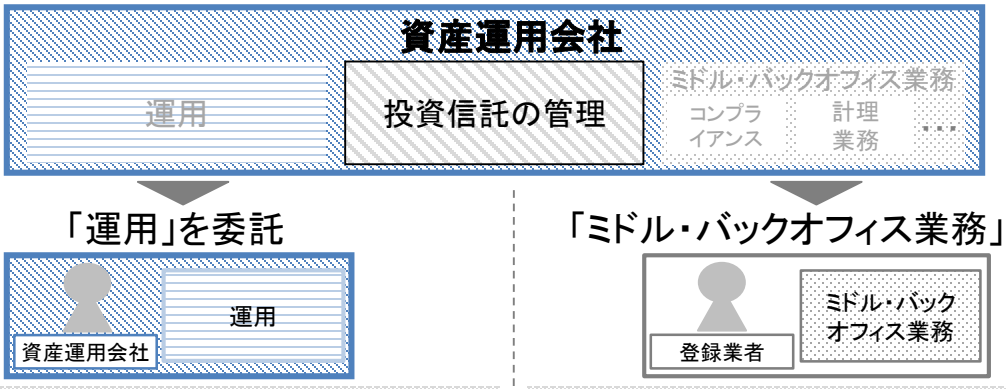

運用権限の全部委託

- **投資運用業**における**運用権限の全部委託を禁止する規制の撤廃**
- 運用委託先の管理について、必要な規定の整備

⇒ **特色ある運用会社への委託を促進**

投資運用業者の登録要件緩和

- **ミドル・バックオフィス業務を受託する事業者**に**任意の登録制度**を創設（行為規制（善管注意義務等）等を適用）
- 登録業者に業務委託する場合には、**投資運用業の登録要件（体制整備等）を緩和**※

※業務を外部委託した場合、委託先の管理等が必要

e 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP（Emerging Managers Program））

- **金融機関・アセットオーナー**による優れた**新興運用業者の発掘・運用委託を後押し**。また、各主体による具体的な**取組状況を公表**
- **新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）の提供**
- **金融創業支援ネットワーク**（注1）や**拠点開設サポートオフィス**（注2）**等を拡充**
- **ミドル・バックオフィス業務の外部委託**等による**規制緩和**（再掲）

（注1）日本で拠点開設をする海外金融事業者（投資運用業、投資助言・代理業等）に対し、創業面や生活面の情報提供・相談・支援
（注2）新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で実施

2 3 5

アセットオーナー、上場企業、家計に関する取組み

2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み（⇒顧客等の最善利益の確保）

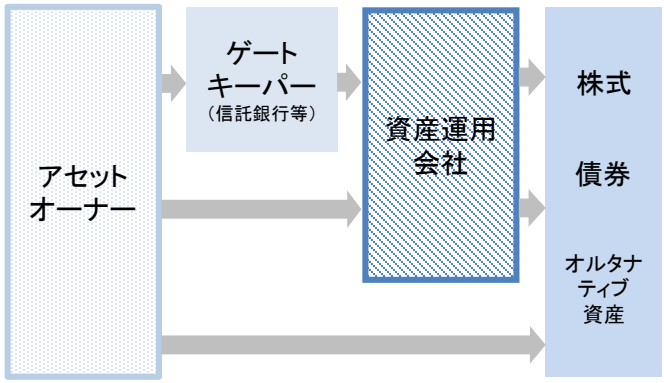

- アセットオーナーから運用委託を受ける**資産運用会社等**は、アセットオーナーのリスク許容度等を考慮したうえで、**最善の利益を確保するための運用**を行う必要
- 企業型確定拠出年金（DC）の**運営管理機関（金融機関）**は加入者の最善の利益を確保する観点から、**適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等**を行う必要
- **当局は**、アセットオーナーを支える**金融機関を適切にモニタリングし、必要に応じて改善を求めていく**ことが不可欠

3 スチュワードシップ活動の実質化（⇒日本企業・日本市場の魅力向上）

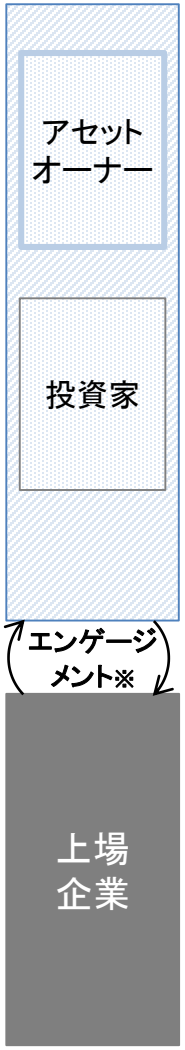

- スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえ、**自らの置かれた状況（規模・運用方針等）に応じた対応の促進**や、**協働エンゲージメント**の取組みの積極的な活用
- 実効的なエンゲージメントの促進のための**制度の見直し**（**大量保有報告制度**における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲の明確化）
- **資本コストや株価を意識した経営の実現**に向けた東証の要請（①現状分析、②計画の策定・開示、③実行）を踏まえた企業の対応を**一層促す観点からフォローアップ**

※ 企業と投資家との建設的な対話

5 家計の投資環境の改善（⇒金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進）

金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進

- 家計が資産運用会社や金融商品を適切に選択するためには金融リテラシーの向上が不可欠
- **金融経済教育推進機構**を中心に**官民一体**となって、**金融経済教育に取組むことが重要**

累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ

- **新しいNISA制度**において、**つみたて投資枠**は年間120万円（**月10万円**）になる
- **累積投資契約**の**クレジットカード決済上限額**について、**つみたて投資枠をカバー**できるよう規定を見直し（5万円から10万円に）

4 成長資金の供給と運用対象の多様化（⇒スタートアップの活性化、収益機会の拡大）

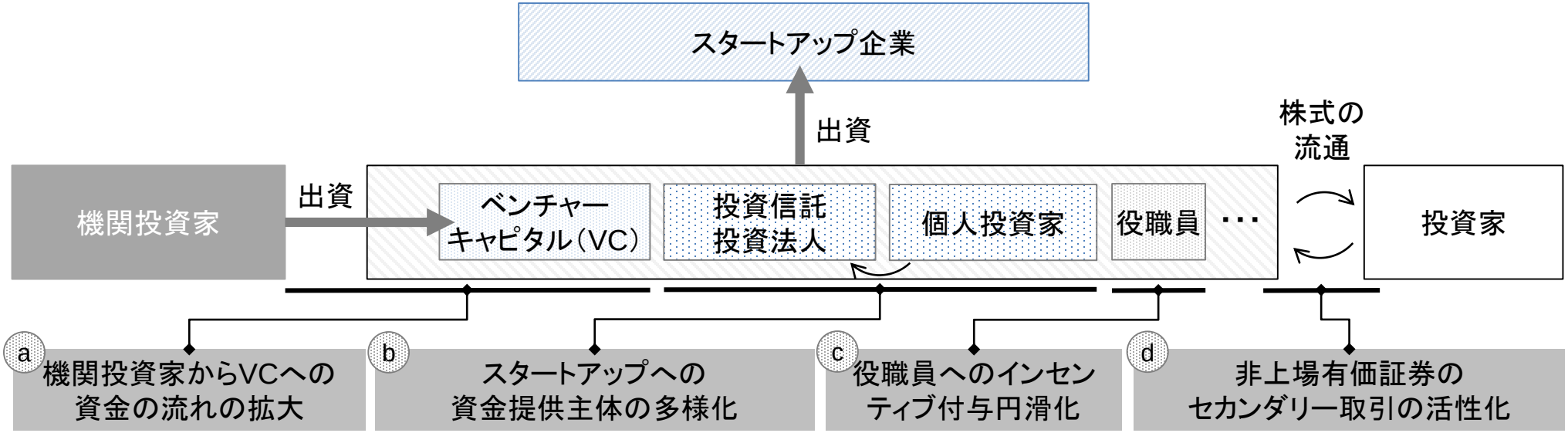

a 機関投資家からVCへの資金の流れの拡大

- VCのガバナンス等の水準を向上させ、長期投資に資するアセットクラスとしてのVCの魅力を高めるため、「**ベンチャーキャピタル・プリンシプル**」を策定
- VCが保有する有価証券の評価の透明性を向上させるため、**公正価値評価を推進**

b スタートアップへの資金提供主体の多様化

- **投資信託への非上場株式の組入れ**を行うための枠組み（自主規制規則）の整備、**上場ベンチャーファンドの促進**（開示頻度の緩和等）
- 投資型**クラウドファンディング**の活性化
  - **企業の発行総額上限**
    1億円→**5億円**（1~5億円は簡素化された開示様式を利用可）
  - **投資家の投資上限**
    50万円→**年収や純資産に応じた設定**

c 役職員へのインセンティブ付与円滑化

- 企業が役職員に付与する譲渡制限付株式ユニット（RSU）等の**事後交付型株式報酬**について、有価証券届出書に代えて、**臨時報告書の提出を認める特例**を設ける

d 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化

- **非上場有価証券の取引の仲介業務**への参入を促すため、
  - プロを対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、**第一種金融商品取引業の登録要件を緩和**
  - **私設取引システム（PTS）**について、取引規模が限定的な場合は、**認可を要せず**、第一種金融商品取引業の**登録により運営可能**とする

（参考）上記の他、外貨建国内債（いわゆるオリガミ債）の発行を円滑化（外貨によるDVP（Delivery Versus Payment）決済を可能とするための制度整備）

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書 ①プロダクトガバナンスに関する原則の策定

□ 家計の安定的な資産形成を図り、「成長と分配の好循環」を実現すべく、製販全体として顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するため、組成会社向けの「補充原則」を「顧客本位の業務運営に関する原則」に追加

基本的な考え方

- 組成会社・販売会社間での建設的なコミュニケーション等により、製販全体・金融商品のライフサイクル全体として顧客の最善の利益を実現
- 投資信託を含む幅広い金融商品について、組成会社による補充原則の受け入れを期待
- 組成会社・販売会社の負担にも配慮し、金融商品の特性（リスク・複雑さ）に応じて対応（プロポーショナリティ）
- 組成会社・販売会社間の情報連携に係る実効性を確保（フォーマット等の実務面の検討）
- 金融庁において、金融事業者における取組状況をフォローアップし、好事例や課題等を把握・分析

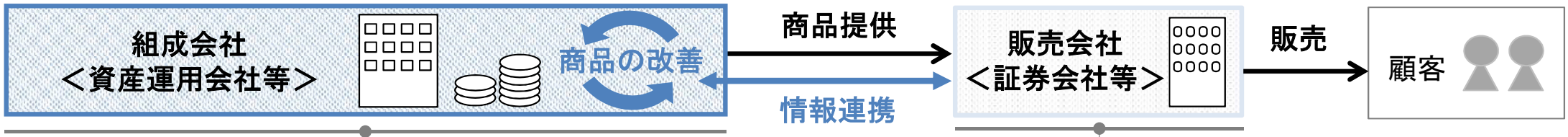

組成会社に求められる対応 （プロダクトガバナンスに関する補充原則）

補充原則1 基本理念	経営者のリーダーシップの下、金融商品提供に関する理念の明確化
補充原則2 体制整備	プロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制整備、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理体制の整備
補充原則3 金融商品の組成時の対応	金融商品の組成時における商品性の検証や想定顧客属性の特定、組成会社・販売会社間の情報連携の促進
補充原則4 金融商品の組成後の対応	金融商品の組成後における商品性の検証、組成会社・販売会社間の情報連携による運用・商品提供等の改善
補充原則5 顧客に対する分かりやすい情報提供	運用体制やガバナンス等に関する顧客への分かりやすい情報提供

販売会社に求められる対応
（原則6に注を追記）

原則6
顧客にふさわしいサービスの提供

- 実際に購入した顧客層や反応等について組成会社との情報連携
- 組成会社による想定顧客属性を踏まえつつ、自らの責任で顧客の適合性を判断

[参考]顧客本位の業務運営に関する原則

- 国民の安定的な資産形成の実現に向けて、金融事業者は「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、その取組みを「見える化」することにより、顧客がより良い金融商品・サービスを選択するメカニズムの実現を図るもの（プリンシプルベース・アプローチ）

顧客本位の業務運営に関する原則	2017年3月30日 策定 2021年1月15日 改訂
原則1 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	顧客本位の業務運営を実現するための取組方針等の策定・公表、取組方針の定期的な見直し
原則2 顧客の最善の利益の追求	顧客に対する誠実・公正な業務を行い、顧客の最善の利益を追求、顧客本位の業務運営に関する企業文化の定着
原則3 利益相反の適切な管理	利益相反の可能性の正確な把握・管理とそのための対応方針の策定
原則4 手数料等の明確化	手数料等の詳細をどのようなサービスの対価かも含め、顧客に情報提供
原則5 重要な情報の分かりやすい情報提供	顧客のリテラシー等を考慮し、手数料や利益相反の可能性を含む、金融商品・サービスに関する重要な情報の分かりやすい提供
原則6 顧客にふさわしいサービスの提供	顧客の適合性を把握し、ふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨
原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	顧客本位の業務運営を促進するための報酬・業績評価体系や従業員研修、適切なガバナンス体制等の整備

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書 ②金融・資本市場を巡るその他の論点

株式決済期間の短縮

- 日本では、株式の取引が行われた約定日（T日）の2営業日後（T+2日）に決済が行われている一方、**国際的に株式決済期間の短縮（T+1化）**の実施・検討が進められている

⇒ 日本の証券決済制度が国際標準から取り残されないよう、**市場関係者において、T+1化に関するメリットと課題等について、実務的な検討を始めるべき**

メリット

◯ 決済リスクの削減
◯ 資金効率の向上・担保負担の軽減
◯ 決済事務の一層の合理化・効率化 等

課題

△ フェイルリスクの増加
△ オペレーショナルリスクの増加
△ 非居住者による日本株取引への影響 等

投資型クラウドファンディング

株主一元化スキームの活用

- 株式投資型クラウドファンディング（CF）において、**株主一元化スキーム**の組成ニーズが高まっているが、ファンド運営に係る**投資運用業の登録要件を満たすための体制整備の負担が課題**

⇒ 投資運用業の登録審査において、**実態に即した人的構成・業務運営体制での登録が可能であることを明確化**

- 株式投資型CFと株主一元化スキームとで自主規制規則における**規制体系に差異**（少額要件の適用の有無等）

⇒ **株主一元化スキーム**と株式投資型CFとの**規制の平仄を合わせる**

＜株主一元化スキーム＞

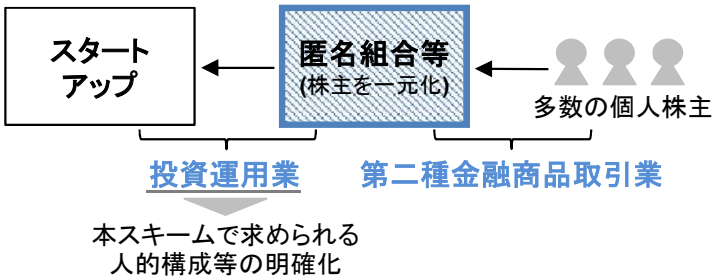

勧誘方法

- **投資型CFの勧誘方法**は、自主規制規則において、一部を除き、**電磁的方法に限定され、電話・訪問勧誘等は禁止**
- **特定投資家への勧誘**は電磁的方法以外（**電話・訪問等**）の方法を**認めてほしいとの要望**

⇒ 電磁的方法以外（**電話・訪問等**）の方法による勧誘について、**法人**の**特定投資家**に対しては**可能**とする

（一方、**個人**（特定投資家を含む）に対しては**引き続き慎重に対応**）

		電話・訪問等による勧誘	
		個人	法人
第一種金商業者	株式投資型CF	✕（不可）	○（特定投資家は可）
	上記以外の投資型CF	✕（不可）	○（特定投資家は可）
第二種金商業者		✕（不可）	○（特定投資家は可）

（注）銀証ファイアーウォール規制については、金融機関における弊害防止措置に関する態勢整備の状況についてモニタリングが行われているところであり、当該規制に関する議論を行う際には、当該モニタリングの結果を踏まえる必要がある

「資産運用に関するタスクフォース」　メンバー名簿

2023 年 12 月 12 日現在

座　　長	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委　　員	有田　浩之	ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役社長 CEO
	有吉　尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
	上田　亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
	大槻　奈那	名古屋商科大学大学院教授
	片山　銘人	日本労働組合総連合会総合政策推進局経済・社会政策局長
	幸田　博人	京都大学経営管理大学院特別教授
	白須　洋子	青山学院大学経済学部教授
	滝澤　美帆	学習院大学経済学部教授
	玉木　伸介	大妻女子大学短期大学部教授
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	野尻　哲史	合同会社フィンウェル研究所代表
	長谷川知子	日本経済団体連合会常務理事
	山下　徹哉	京都大学大学院法学研究科教授

（敬称略・五十音順）

オブザーバー　全国銀行協会　国際銀行協会　日本証券業協会
投資信託協会　日本投資顧問業協会　第二種金融商品取引業協会
信託協会　生命保険協会　日本プライベート・エクイティ協会
日本ベンチャーキャピタル協会　日本取引所グループ
財務省　文部科学省　厚生労働省　経済産業省　日本銀行

「顧客本位タスクフォース」　メンバー名簿

2024 年 1 月 26 日現在

座　　長	神作　裕之	学習院大学大学院法務研究科教授
委　　員	有吉　尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
	岩城みずほ	NPO 法人みんなのお金のアドバイザー協会副理事長
	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	島田　知保	「投資信託事情」編集長
	竹川美奈子	LIFE MAP 合同会社 代表
	佃　　秀昭	㈱ボードアドバイザーズ代表取締役社長
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	沼田　優子	明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科専任教授
	野尻　哲史	合同会社フィンウェル研究所代表
	松尾　健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松元　暢子	慶應義塾大学法学部教授
	渡辺　安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

（敬称略・五十音順）

オブザーバー　全国銀行協会　国際銀行協会　日本証券業協会
投資信託協会　日本投資顧問業協会　第二種金融商品取引業協会
日本 STO 協会　証券・金融商品あっせん相談センター　信託協会
生命保険協会　電子決済等代行事業者協会　日本金融サービス仲介業協会
日本 FP 協会　日本金融商品仲介業協会
日本経済団体連合会　日本取引所グループ　消費者庁　財務省　文部科学省
厚生労働省　経済産業省　日本銀行（金融広報中央委員会）

（資料10）

「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する ワーキング・グループ」メンバー名簿

令和６年３月 26 日現在

座　　長	神作　裕之	学習院大学大学院法務研究科　教授
委　　員	浅川　健一	一般財団法人日本品質保証機構 地球環境事業部次長兼環境審査課長
	井口　譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	上田　亮子	京都大学経営管理大学院　客員教授
	近江　静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者 エグゼクティブディレクター
	柿原　アツ子	川崎重工業株式会社 執行役員マーケティング・渉外本部長
	清原　　健	清原国際法律事務所　代表弁護士
	小林　いずみ	ANA ホールディングス株式会社　社外取締役
	阪　　智香	関西学院大学商学部　教授
	三瓶　裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社　代表
	関口　智和	有限責任 あずさ監査法人　常務執行理事　パートナー
	芹口　尚子	野村證券株式会社 IB ビジネス開発部 財務戦略グループリーダー 兼 サステナブル・ファイナンス部 エグゼクティブ・ディレクター 公益社団法人日本証券アナリスト協会 サステナビリティ報告研究会 委員
	高村　ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター　教授
	田代　桂子	株式会社大和証券グループ本社　取締役兼執行役副社長
	永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）　世話人
	藤本　貴子	公認会計士
	堀江　正之	日本大学商学部　教授
	松井　智予	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	森内　　譲	公益財団法人日本適合性認定協会　代表理事　専務理事
	弥永　真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科　教授
	吉元　洋志	ソニーグループ株式会社 法務部コーポレート法務グループ ゼネラルマネジャー

オブザーバー

サステナビリティ基準委員会　東京証券取引所　日本監査役協会　日本経済団体連合会　関西経済連合会　日本公認会計士協会　日本労働組合総連合会　日本銀行　法務省　財務省　経済産業省　環境省

（敬称略・五十音順）

「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」メンバー名簿

2024 年 10 月 17 日現在

座　　長	幸田　博人	京都大学経営管理大学院特別教授
メンバー	片岡　正史	第一生命保険株式会社 オルタナティブ投資部長
	片田江　舞子	CORE Partners 合同会社 CEO
	佐村　礼二郎	エー・アイ・キャピタル株式会社 代表取締役
	田中　光江	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	玉木　諒	株式会社 SmartHR 取締役常勤監査等委員
	藤本　貴子	有限責任監査法人トーマツ パートナー（日本公認会計士協会 副会長）
	増田　徹	三井住友信託銀行株式会社 執行役員
	村田　祐介	インキュベイトファンド 代表パートナー
	山口　好生	株式会社日本政策投資銀行 担当部長
	渡辺　大	株式会社デライト・ベンチャーズ マネージングパートナー

（敬称略・五十音順）

オブザーバー　信託協会　スタートアップエコシステム協会　生命保険協会
全国銀行協会　日本取締役協会　日本取引所グループ
日本ベンチャーキャピタル協会　Fintech 協会

※　ベンチャーキャピタルに関する有識者会議は、金融庁及び経済産業省の共催として、事務局は金融庁が担当

（資料12）

「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（概要）

ベンチャーキャピタル
に関する有識者会議

□ 国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル（VC）に円滑に供給されるよう、広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCについて、ファンドへの投資者（LP）及びファンド運営管理者（GP）の「推奨・期待される事項」を策定

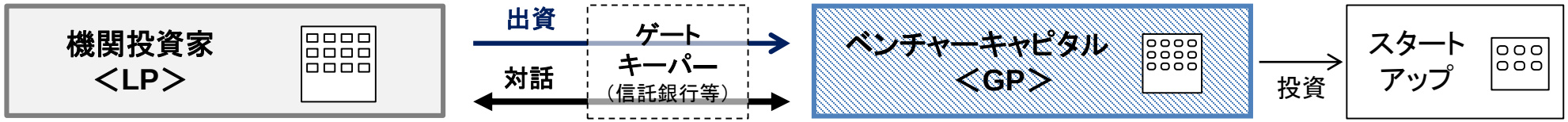

概要

位置づけ

- VCのガバナンス等が向上することで、**内外機関投資家によるVCへの円滑な資金供給**、スタートアップへの全般的な出資機能の強化、**スタートアップエコシステムの進化**を目的とする
- 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCにおいて、VCの実態に応じ、**LP及びGPにより活用されるもの**として作成
- VCの規模や特性等に照らし満たすことが望ましくない事項については**実施しない**こともあり得る。その場合は、理由や将来展望等を**LP及びGPの間で意思疎通される**ことが期待される

対象となるVC

- **広く内外機関投資家から資金調達を目指すVC**

※ **CVC、金融系・大学系VC、初期段階のVCは**、本業とのシナジーや資金調達状況等を踏まえた運営体制を取ることが想定される
一方、LPの意向やGPの将来展望等を踏まえ、**必要に応じて推奨・期待される事項が参照される**ことも期待される

推奨・期待される事項の内容

- 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCとして**備えることが「推奨される事項」**と、**スタートアップエコシステムの発展に寄与し、LPの中長期的なリターンを向上させるものとしてVCに一般的に「期待される事項」**の二段構成

推奨される事項

受託者責任・ガバナンス	● 受託者責任の認識・LPへの説明 ● 持続可能な経営体制（キーパーソン等）の構築 ● コンプライアンス管理体制の確保 ● LPの権利の透明性確保
利益相反管理等	● 利益相反管理体制の整備（LPへの諮問等） ● GPによる出資コミットメント等
情報提供	● 保有資産の公正価値評価 ● 四半期ごとのファンド財務情報等の提供

期待される事項（※）

投資先の企業価値向上	● スタートアップの成長に資する投資契約 ● 投資先の経営支援（人材紹介、ノウハウ提供等） ● 投資後の継続的な資本政策支援等（フォローオン投資、ファンド期間の延長、M&A含む最適なエグジット手法・時期の検討） ● 投資先の上場後の対応（クロスオーバー投資）
その他	● ESG・ダイバーシティ

※ 目指すべき全体的な方向性を示すものであり、個別のVCの戦略は多様であることに留意

（資料13）

「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」

メンバー等名簿

2021 年 7 月 19 日

座　　長　神田　秀樹　学習院大学大学院法務研究科教授

メ ン バ ー　井上　　聡　弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

岩下　直行　京都大学公共政策大学院教授

翁　　百合　㈱日本総合研究所理事長

加藤　貴仁　東京大学大学院法学政治学研究科教授

神作　裕之　東京大学大学院法学政治学研究科教授

栗田　太郎　ソニー㈱FeliCa 事業部チーフソフトウェアエンジニア

坂　勇一郎　弁護士（東京合同法律事務所）

佐古　和恵　早稲田大学基幹理工学部教授

野田　俊也　ブリティッシュコロンビア大学経済学部助教授

松尾真一郎　ジョージタウン大学研究教授
兼 NTT Research ブロックチェーン研究グループリーダー

松本　勇気　㈱LayerX 代表取締役 CTO

森下　哲朗　上智大学法学部教授

横関　智弘　東京大学大学院工学系研究科准教授

オブザーバー　財務省　　日本銀行　　預金保険機構

（敬称略・五十音順）